

福岡県地域公共交通人材参入・職場定着支援事業委託仕様書

1. 委託業務名

福岡県地域公共交通人材参入・職場定着支援事業

2. 事業目的

地域公共交通は、地域住民の日常生活に不可欠な移動手段であり、社会を支える基盤である。しかしながら、全国的な運転士不足を背景に、路線の廃止や減便といった問題が顕在化している。

とりわけ、路線バス・タクシー・地域鉄道※事業者（以下、「事業者」という。）においては、戦略的な人材確保や人材育成、人材定着への取組の必要性を認識しているものの、コストや時間的制約から、十分な取組が困難な状況にある。

このような状況を踏まえ、福岡県内の事業者に対し、人材コンサルタントによるアドバイザー派遣を実施し、個別具体的な支援を行うことで、これらの課題解決を促し、持続可能な人材確保を図ることを目的とする。

※地域鉄道：平成筑豊鉄道（株）、甘木鉄道（株）、筑豊電気鉄道（株）

3. 委託業務期間

契約締結日より令和9年2月26日まで

4. 委託料上限額

8,800千円（消費税及び地方消費税を含む。）

5. 事業内容

本事業は、事業者に対して、人材確保、人材育成、人材定着に関する専門的なアドバイス及び継続的な支援を提供するものとする。

(1) アドバイザーの要件

本業務を円滑に遂行するため、以下の要件を満たすアドバイザーを選任すること。

- ① 事業者における人材確保、人材育成、人材定着に関する豊富な支援実績を有すること。
- ② 事業者の課題を的確に把握し、個別具体的に改善策を提案できるコンサルティング能力を有すること。

(2) 本事業の広報及び利用促進策

本事業の効果的な広報及び事業者の利用促進に資する以下の業務を実施すること。

- ① 事業者に対し本事業の活用促進に資する施策を企画し、提案すること。
(例：効果的な求人票作成のためのセミナー、合同会社説明会時の出展ノウハウ提供など)
 - ② 本事業について、チラシ等の作成を行い事業者に対して効果的な周知を行うこと。
- (3) アドバイザーによる支援内容
- (2) の施策実施後、アドバイザー派遣を希望する事業者の中から県が選考した事業者（以下、「対象事業者」という。）に対し、以下の内容を含む支援を実施すること。なお、支援内容は以下に掲げる事項に留意した上で、「2. 事業目的」に対応したものであれば、追加で自由な提案を可能とする。
- ① 課題の把握・分析
対象事業者へのヒアリング、資料分析等を通じて、人材確保、人材育成、人材定着に関する現状と課題を詳細に把握し、分析すること。
 - ② 支援計画の策定
課題分析に基づき、対象事業者に最適化された人材戦略（採用戦略、育成計画、定着施策など）を含む具体的な支援計画を策定し、県と対象事業者双方に提示すること。
 - ③ 対象事業者に対するアドバイス
アドバイスの内容は、採用活動の具体的手法（ターゲット設定、アプローチ方法、会社説明会の効果的実施、インターンシップ受入れ）、従業員のキャリア形成支援、組織文化の改善、柔軟な勤務体系やワークライフバランス支援制度の構築等、対象事業者に対するヒアリング等を通じて判明した課題の解決を図るものであること。
また、支援計画の進捗管理、新たな課題への対応、実践状況の確認・助言など、継続的なサポートを提供すること。
 - ④ 成果の評価と報告
支援期間終了後、設定した KPI に対する達成状況を評価し、その結果を県及び対象事業者に報告すること。
また、支援を通じて得られた課題や好事例をまとめ、今後の県の施策に資する提言を行うこと。
- (4) 対象事業者は 10 社以上とする。

6. 実施体制

- (1) 本業務を統括する責任者を配置し、県との連絡調整を密に行うこと。
- (2) 各アドバイザーは、担当する対象事業者に対し責任をもって支援を行い、進捗状況を定期的に県に報告すること。

- (3) 事業実施に関わる協議を行った場合は、受託事業者が都度速やかに議事録を作成し、本県へ提出すること。

7. 事業の KPI（重要業績評価指標）

人材確保、人材育成、人材定着に関する状況がどの程度改善されたかを確認するため、県と協議の上、指標（例：採用者数、事業者の満足度）を設定し、本事業の成果を評価する。

8. 成果物の提出

令和9年2月26日（金）までに下記について提出すること。

(1) 事業実施報告書

【仕様】

紙 媒 体：A4

電子ファイル：Word、Excel、PowerPoint において編集可能ないずれかのファイル形式及び PDF 形式の両方

【提出部数】

紙 媒 体：2部

電子ファイル：1部

【留意点】

事業実施報告書については、下記の内容を網羅して記載すること。

- ・ KPI の達成状況
- ・ 実施内容の総括および今後福岡県が実施する運転士確保施策への提言

(2) 成果物

本事業の遂行にあたり制作した全ての物品の現物またはデータ、及び事業の分かる写真・動画データ等を提出すること。

9. 業務を遂行する上で必要な事務

- (1) 企画検討、連絡調整のため、県との打ち合わせを必要に応じて行い、事業の進捗状況、計画等について報告を行うこと。打ち合わせ以外にも、県と十分な協議を行うため、随時連絡調整を行うこと。
- (2) 事業全体の実施計画、報告方法・時期等について県と協議を行い決定すること。また、個別事業の実施に当たっては、県の意向を尊重し、実施期日及び内容について、県と適宜協議を行うこととする。
- (3) 事業実施に関わる協議を行った場合は、受託事業者が都度速やかに議事録

を作成し、県へ提出すること。

- (4) 業務の遂行に関し、事業に必要な能力と経験を有する業務責任者を定め、必要な人員を配置すること。
- (5) 受託者は業務実施に当たって、データの漏えい、滅失及び事故等の予防に十分に注意し、業務の信頼性及び安全性の確保に努めること。
- (6) 当事業実施に当たって必要な費用は全て受託者が負担すること。
- (7) 当事業実施に当たって関係法令及び福岡県の条例等を遵守すること。

10. 著作権

- (1) 受託者が委託業務で制作したデータ、動画、写真、イラスト、文章等の成果品(中間成果品を含む。)の所有権、著作権(著作権法第 27 条、28 条に規定する権利を含む。)、利用権は県に帰属するものとする。ただし、これによりがたい場合は、県と協議の上、取扱を決定するものとする。
- (2) 成果品等に、受託者が従前から有していた知的財産権(著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報)が含まれていた場合には、権利は受託者に保留されるが、県は当該権利を無償で使用できることとする。
- (3) 成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有権、著作権、利用権等に関して、受託者の負担で必要な手続を行うものとする。
- (4) 他者の著作権侵害など知的財産権等に関わる問題が生じた場合は、受託者が全責任を負うものとする。

11. その他

- (1) 委託業務を一括して第三者に再委託してはならない。また、業務の一部を第三者に再委託する場合は、あらかじめ県の承認を得ること。
- (2) この仕様書は、業務の実施方法の大要を示すものであるため、業務の性質上当然実施しなければならないもの又は軽微な部分で記載のない事項については、県の指示に従うこと。
- (3) 事業運営にあたっては、個人情報の管理に十分注意するとともに、業務上知り得た情報を漏洩してはならない。本事業終了後においても同様とする。
- (4) 本事業により得られたデータ等については、本県の許可なくして使用・流用してはならない。
- (5) 本事業に係る帳簿及び証拠書類については、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。
- (6) この仕様書に定めのない事項については、その都度、県と受注者の双方で別途協議の上決定するものとする。